

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1089 号（諮問第 1758 号）

件名：愛知県社会福祉審議会資料等の一部開示決定に関する件

- 1 開示請求
平成 30 年 4 月 19 日及び同月 20 日
- 2 原処分
平成 30 年 6 月 1 日及び同年 8 月 31 日（一部開示決定）
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。
- 3 審査請求
平成 30 年 6 月 4 日及び同年 9 月 26 日
- 4 諮問
令和 5 年 9 月 4 日
- 5 答申
令和 5 年 12 月 26 日
- 6 審査会の結論
知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは、結論において妥当である。
- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
 - (2) 本件行政文書について
行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書のうち、別表 1 の 2 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 以下も同様とする。）は、愛知県社会福祉審議会が平成 29 年 7 月 11 日に開催された際に、出席者に配布された資料である。分類 2 は、平成 29 年 4 月 24 日に開催された広報広聴総

括者会議の報告書及び当該会議で配布された資料である。分類 3 は、健康福祉部債権管理適正化会議が平成 29 年 8 月 4 日に開催された際に、また、分類 4 は、同会議が平成 30 年 3 月 20 日に開催された際に、出席者に配布された資料である。

分類 6 は、健康福祉総務課監査指導室（当時）が行う指導監査に際して作成又は取得した文書のうち、平成 29 年度に虐待又は虐待が疑われる事案が発生した法人又は社会福祉施設（以下「法人等」という。）に関する文書である。

(3) 別表 1 の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）、請求 2 及び請求 4 に係る審査請求について

審査請求人は、請求 1 及び請求 4 に係る各審査請求書においては、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号イに該当しない旨を、また、請求 2 に係る審査請求書においては、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当しない旨を主張している。

したがって、別表 2 の 3 欄に掲げる部分が、同表の 2 欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

(イ) 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類 2 には愛知県政記者クラブの担当記者の氏名、分類 3 には個人の障害の内容及び雇用期間満了日、分類 4 には勤務先の名称等の個人の具体的な経歴が分かる部分、分類 6 には個人の氏名、役職、印影、年齢、学歴卒業年次、本俸、生年月日、住所、学校名、学年・学級、手帳の等級、傷病名が分かる部分、補装具等の有無、緊急連絡先、受給者証番号、健康情報、服用中の薬、通院先の病院名、収入額等が分かる部

分、勤務先、報酬額、支援方針を決めるためのケース会議の会議録の内容、被害の内容、関係者の心情及び発言に関する内容、虐待等の概要、心理的ケアの内容、入所者等の状況、履歴、法人等が加害職員に対して行った聴き取り調査の内容並びに県が法人等の職員及び理事長に対して行った聴き取り調査の内容が記載されていることが認められた。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第3号イ該当性について

(ア) 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

(イ) 実施機関によれば、分類2には愛知県政記者クラブを構成する各社の電話番号が記載されており、この電話番号は、一般の問合せ窓口の電話番号と異なり、各社が公表していない電話番号であることから、公にすることにより、各社の業務体制とは無関係な問合せが寄せられ、業務に必要な連絡に支障をきたすなど、当該各社の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会においてこの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、公にすることにより、本来予定していない一般人からの無関係な問合せが寄せられ、愛知県政に関する取材活動や迅速な報道という愛知県政記者クラブに所属する各社の業務に支障を生じさせ、当該各社の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、実施機関によれば、分類6には、指導監査実施年月日、文書番号及び施行日、法人等の名称、所在地が分かる部分（所在地を所管する市町村及び児童相談センターの名称及び職員の氏名を含む。）、連絡先、代表者名、協力医療機関及び歯科医療機関名、保健所及び消防署による立入検査の直近の受検年月日、労基署の直近の是正又は指導年月日、契約の相手方、部署（ユニット）名、予算の内容、印鑑及び通帳の保管場所、担保の内容、施設、設備の状況、収入・支出、契約、借入金、法人・施設に対する寄附金及び事業区分・拠点区分間繰入の状況、管理台帳及び契約書のうち具体的な内容が分かる部分、事業者（法人）番号、施設種別が分かる部分、定員、現員、印影、積立金の内容、口座情報、部屋番号、事故発生日時及び場所、死角アンケート集計結果、運営規程、重要事項説明書、利用（入所）契約書、施設のパンフレット、入所申込書、入所案内、入所基準の概要、平面図、預り金管理要領、利用事前説明、レクリエーション・行事等の施設等の活動状況、計算書類、計算書類の注記、附属明細書、財産目録、就業規則、アセスメントシート、事故発生時の対応ルール、送迎確認チェックリスト、個人情報利用目的、倫理綱領、法令遵守マニュアル、職員行動規範、宿直者マニュアル、辞令、ルール、1日の流れ、宿直代務マニュアル、退所児支援マニュアル、居室等の状況に関する資料、運営方針、掲示板、子どもの危機対応マニュアル、聴き取り内容（施設による聴き取り）等が記載されており、これらは法人等が独自に作成しているものや法人固有の情報など、法人等の内部管理情報又は特定につながるおそれのある情報であり、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれ、又は虐待若しくは虐待の疑いのある事案が発生した法人等であるということが明らかとなることで、実際の虐待の有無にかかわらず、法人等の社会的評価の低下につながり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれ、又は虐待若しくは虐待の疑いのある事案が発生した法人等であるということが明らかとなることで、実際の虐待の有無にかかわらず、法人等の社会的評価の低下につながり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 条例第7条第6号該当性について

(7) 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方

公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

- (イ) 実施機関によれば、分類1の委員等の氏名及び役職名は、公にすることにより、身体障害者手帳の等級判定について審議結果に不満のある関係者からの批判、苦情等を委員等が受けることにより、当該委員等が、開示されることを意識して、今後の分科会及び同審査部会において率直な意見を述べることを躊躇したり、意見そのものを控えてしまうおそれがあり、また、仮に公にすることが前提となれば、批判、苦情等を受けることを危惧した委員等から就任を拒否される等、委員等の選任事務に支障が生じるおそれもあり、その結果、障害の等級判定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、公にすることにより、県が行う障害の等級判定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、実施機関によれば、分類6には指導監査の際に法人等の職員及び理事長に対して行った聴き取り調査の内容が記載されており、公にすることにより、今後の指導監査事務において、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇することで、正確な事実確認が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、公にすることにより、県が行う指導監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当する。

- (4) 請求3に係る審査請求について

- ア 請求3に係る請求対象文書について

当審査会において請求3に係る開示請求書を確認したところ、特定の事件番号の裁判書類の開示を求めるものと認められる。

当審査会において検討したところ、事件番号は、それ自体からではただちに特定の個人を識別することができるものとは認められないが、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条に基づき、訴訟記録の閲覧請

求をすることができることから、請求3に係る請求対象文書の存否を明らかにすることになれば、訴訟事件が特定され、訴訟の当事者又は関係者である個人の氏名等が明らかとなるため、請求3に係る請求対象文書の存否自体の情報が、条例第7条第2号本文前段に該当すると認められる。また、この情報は同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

イ 請求3に係る行政文書一部開示決定について

行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

前記アにおいて述べたとおり、請求3に係る請求対象文書の存否自体の情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報であることから、本来、請求3に対しては、条例第10条の規定により、存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったと解される。

一方で、実施機関は、請求3に対しては分類5を特定して行政文書一部開示決定を行っていることから、その存在は明らかとなっている。このような場合においては、当該行政文書一部開示決定を取り消して、改めて存否応答拒否による不開示決定を行う意味はなく、実施機関が分類5を特定して、その一部を不開示としたことは、結論において妥当であるといわざるを得ない。

(5) 実施機関のその他の主張について

委員等の氏名及び役職名は、条例第7条第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求内容	2 行政文書の名称等		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 1 健康福祉総務課に対する開示請求 課長が出席した会議・研修会で配布された文書及び議事録（H29年度）	分類 1	愛知県社会福祉審議会資料（平成 29 年 7 月 1 日）	平成 30 年 8 月 31 日付け 30 健福第 408-2 号	平成 30 年 9 月 26 日
	分類 2	広報広聴総括者会議について		
	分類 3	平成 29 年度第 1 回健康福祉部債権管理適正化会議		
	分類 4	平成 29 年度第 2 回健康福祉部債権管理適正化会議		
請求 2 健康福祉総務課に対する開示請求 愛知県社会福祉審議会、分科会で配布された文書及び議事録（現在管理しているもの）	分類 1	愛知県社会福祉審議会資料（平成 29 年 7 月 1 日）	平成 30 年 8 月 31 日付け 30 健福第 409-3 号	平成 30 年 9 月 26 日
請求 3 健康福祉総務課に対する開示請求 平成〇年（〇）第〇号の裁判書類一式	分類 5	平成〇年（〇）第〇号の裁判書類	平成 30 年 8 月 31 日付け 30 健福第 409-4 号	平成 30 年 9 月 26 日
請求 4 H29 年度 虐待事案を発生させた施設の監査報告、指導文書、その回答	分類 6	<ul style="list-style-type: none"> ・復命書 ・指導内容票 ・指導監査結果通知 ・改善勧告通知 ・改善報告書 	平成 30 年 6 月 1 日付け 30 健福第 1 37 号	平成 30 年 6 月 4 日

別表 2

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
分類 1	身体障害者福祉専門分科会及び同審査部会構成員の氏名及び役職名	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p> <p>条例第7条第6号 身体障害者手帳等級認定事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	全て
分類 2	愛知県政記者クラブ名簿の氏名	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>	全て
	愛知県政記者クラブ名簿の電話番号	<p>条例第7条第3号イ 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>	全て
分類 3	個人の心身の状況及び経歴に関する部分	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。</p>	全て
分類 4	個人の経歴に関する部分	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。</p>	全て
分類 5	<p>・個人の氏名、印影、住所、電話番号、生年月日、年齢及び診断を受けた診療担当科、医師名及び診断内容がわかる部分</p> <p>・身体障害者診断書・意見書</p>	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>	全て

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
	<p>条例第7条第3号イ</p> <p>事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>	<p>全て</p>
<p>分類 6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影、署名、生年月日その他特定の個人を識別できる部分 ・ケース会議の内容が分かる部分、病院名、傷病名、謝罪報告書の詳細が分かる部分、暴力事件の概要が分かる部分、心理的ケアの記録、入所児童一覧、申請者の現状及び履歴書 	<p>条例第7条第2号</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p>	<p>全て</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称、印影、死角アンケート集計結果その他特定の法人が分かる部分 ・運営規程、重要事項説明書、利用契約書、施設のパンフレット、入所申込書、入所案内、入所基準の概要、平面図、預り金管理要領、利用事前説明、施設等の活動状況、計算書類、計算書類の注記、附属明細書、財産目録、就業規則、アセスメントシート、事故 	<p>条例第7条第3号イ</p> <p>法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>	<p>全て</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
<p>発生時の対応ルール、送迎確認チェックリスト、個人情報の利用目的、倫理綱領、法令遵守マニュアル、職員行動規範、宿直者マニュアル、辞令、ルール、1日の流れ、宿直代務マニュアル、退所児支援マニュアル、居室等の状況に関する資料、運営方針、掲示板及び子どもの危機対応マニュアル</p>		
<p>聴き取り内容（施設による聴き取り）</p>	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p> <p>条例第7条第3号イ 法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>	<p>全て</p>
<p>聴き取り内容（県による聴き取り）</p>	<p>条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。</p> <p>条例第7条第6号 愛知県が行う事務に関する情報で</p>	<p>全て</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
	あつて、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
行政処分等の判断の検討に係る部分	<p>条例第7条第6号 愛知県が行う監査・指導事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	なし
他の行政機関の対応状況	<p>条例第7条第5号 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第6号 愛知県が行う監査・指導事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	なし